

福岡県消費者教育推進計画（第2次）

素案の概要

福岡県消費者教育推進計画(第2次)の概要

第1 計画の基本的考え方

- 1 計画策定の趣旨: 消費者教育に総合的・体系的に取り組み、自立した消費者を育成するため
- 2 計画の位置付け: 消費者教育推進法第10条第1項に基づく「都道府県消費者教育推進計画」
- 3 計画期間: 平成31年度～平成35年度(5年間)
- 4 計画の推進体制: 福岡県消費生活審議会の意見を踏まえ推進

注)「第3 消費者教育推進の基本的方向」は、下記重点テーマの取組の方向として、4つの視点を挙げている。
「第4 消費者教育の内容」と、「第5 市町村の取組に対する支援」のうち、重点テーマ等に即した具体の取組施策の主なものを下記に記載。

【参考】第1次計画の概要

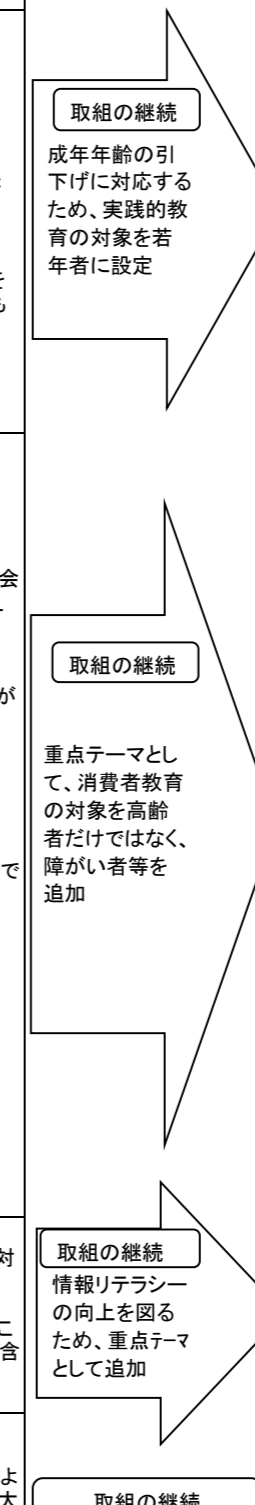
課題	重点テーマ	具体的取組施策とこれまでの実績
実践的な消費者教育の実施	高校生・大学生を中心とした若年者に対する消費者教育の推進	○学習指導要領に基づく消費者教育の推進 ○高校生・大学生等を対象とした出前講座の実施(H26:195回→H29:202回)
	消費者教育の担い手育成	○小・中・高等学校等の教員研修の実施(毎年1回) ○大学、専門学校等の教職員に対する研修会の実施(毎年1回)
高齢者への情報提供・注意喚起の徹底	地域一体となった高齢者の消費者被害の防止	○高齢者を地域で支えるためのネットワークの構築等 ○特殊詐欺等の消費者被害防止のための防犯教室の実施(啓発チラシ等の作成) ○市町村の消費生活センター・相談窓口との連携・支援 ○消費者被害の最新情報の提供 ○消費者被害防止地域ネットワーク会議の開催(毎年4地域×1回)
	消費者教育の担い手育成	○消費生活サポーターの育成・支援(H26～29年度に計1,145人を育成)
インターネット対応強化	—	(具体的施策は、上記において教育する内容に含むほか、以下の通り) ○情報セキュリティ能力の向上に向けた啓発 非行防止・ネット依存防止地域ミーティング など
消費者意識の向上	—	(具体的施策は、上記において教育する内容に含むほか、以下の通り) ○(環境)こどもエコクラブ事業 ごみ減量化促進事業 ○(食育・地産地消)食育・地産地消県民大会 学校給食フェア など

第2 消費者を取り巻く現状と課題

消費者を取り巻く現状(社会情勢の変化等)	分析(評価)																
<p>○若年者からの消費生活相談</p> <table border="1"> <tr> <td>H26</td> <td>H27</td> <td>H28</td> <td>H29</td> </tr> <tr> <td>3,965件</td> <td>3,680件</td> <td>3,449件</td> <td>2,960件</td> </tr> </table> <p>(注) 若年者: 15～24歳</p> <p>○民法改正 成年年齢が、現行の20歳から18歳に引き下げ(平成34年4月から)</p> <p>若年者の消費生活相談件数(平成29年度)</p> <table border="1"> <tr> <td>18歳</td> <td>208件</td> </tr> <tr> <td>19歳</td> <td>271件</td> </tr> <tr> <td>20歳</td> <td>453件</td> </tr> <tr> <td>21歳</td> <td>487件</td> </tr> </table> <p>18歳、19歳は未成年者取消権により保護されているため、成年になると相談件数が大幅増加</p>	H26	H27	H28	H29	3,965件	3,680件	3,449件	2,960件	18歳	208件	19歳	271件	20歳	453件	21歳	487件	<p>○高校・大学における出前講座等の実施により、若年層からの相談件数は減少。 ⇒ 出前講座等の効果が現われている。</p> <p>○しかし、生徒は毎年入れ替わることに加え、成年年齢引下げによる18、19歳のトラブル急増が懸念される。</p> <p>○16、17歳の早い段階からの啓発の実施が必要。また、学校における担い手である教員向け研修の充実を図るほか、家庭における担い手である保護者への啓発も必要。</p>
H26	H27	H28	H29														
3,965件	3,680件	3,449件	2,960件														
18歳	208件																
19歳	271件																
20歳	453件																
21歳	487件																
<p>○高齢社会の状況 高齢化率 26.7% 一人暮らし高齢者世帯は10年間で1.5倍、総世帯に占める割合は11.8%</p> <p>高齢者の消費生活相談の割合</p> <p>高齢者の相談が高齢者人口の増加率を上回って増加しはじめ、全相談に占める高齢者からの相談割合も高水準で推移</p> <p>○障がい者等の消費生活相談件数 障がい者等の相談件数は平成20年度以降増加し、平成25年度以降は1,200件程度で推移。 障がい者等の見守り者からの相談が、多い傾向にある。</p> <p>消費者安全法改正により地域の見守りネットワークとして消費者安全確保地域協議会が設置可能に(平成28年4月から)</p>	<p>高齢者</p> <p>○高齢者からの相談割合は高水準で推移。今後も同様の傾向が続くと推測される。</p> <p>○高齢者の中には、加齢による判断力の低下や地域社会とのつながりの希薄化による情報不足などの問題を抱えている場合がある。</p> <p>○「高齢者本人に対する啓発」に加え「高齢者を支えるネットワークに対する啓発」を図る必要がある。</p> <p>障がい者等</p> <p>○平成20年度以降増加し、平成25年度以降はその水準で推移。 ○障がい者等を見守る人からの相談が多い。</p> <p>○「障がい者本人に対する啓発」に加え、「障がい者等を支えるネットワークに対する啓発」を図る必要がある。</p>																
<p>情報通信技術の高度化 ○スマートフォンの利用が幅広い年齢層で進み、インターネットの利用拡大に寄与</p> <p>○決済手段も多様化。電子マネーの利用が拡大</p> <p>○インターネットに関連する相談が全ての世代で増加</p>	<p>○幅広い年齢層で、インターネット利用に潜む危険性に対する認識を高める消費者教育の必要がある。</p> <p>○セキュリティやリスクを自ら管理・配慮する必要があることについて、意識を持つことや、情報リテラシーの向上を含む消費者教育の推進を図る必要がある。</p>																
<p>○環境に配慮した商品や仕組みの普及 ○地産地消への関心の高まり ○「持続可能な開発目標(SDGs)」が、「国連持続可能なサミット」において採択され、平成28年1月に発効</p> <p>○社会的課題の解決を意識して商品などを選択する人 6割(福岡県消費生活に関する県民意識調査)</p>	<p>○商品の普及や持続可能な開発目標(SDGs)の発効により、消費者が消費行動を通じて、環境問題や社会問題、大規模災害の被災地の復興などに貢献する消費の動きが浸透してきている。</p>																

第3～5 基本的な方向・推進の内容等(注)

課題	重点テーマ	具体的取組施策(平成31年度予定)
若年者に対する消費者教育の推進	成年年齢引下げを踏まえた若年層に対する実践的消費者教育の推進	○学習指導要領に基づく教科授業における実践的な消費者教育の実施 ○(新規)高校生を対象とした啓発講座の実施 ○(新規)大学生等を対象とした啓発の実施
	地域における消費者教育の担い手育成	○小・中・高等学校、特別支援学校等の教員研修の実施 ○(新規)高校生の保護者を対象とした啓発の実施 ○大学、専門学校等の教職員に対する研修会の実施
高齢者・障がい者等への情報提供・注意喚起の徹底	地域一体となった高齢者・障がい者等の消費者被害の防止	○(新規)関係団体と連携した高齢者・障がい者等に対する消費者教育の推進 ○(新規)特別支援学校の生徒・保護者を対象とした啓発講座の実施 ○(拡充)特殊詐欺等の被害防止のための啓発の実施 ○市町村の消費生活センター・相談窓口との連携・支援 ○市町村・関係機関に対する消費者被害の最新情報の提供 ○(拡充)福岡県消費者安全確保地域協議会(地域会)等を通じた関係機関の連携促進 ○(新規)市町村消費者安全確保地域協議会等の設置に向けた情報提供や助言等
	地域における消費者教育の担い手育成	○消費生活サポーターの育成・支援
社会高度化への情報対応	高度情報通信社会に対応した消費者教育の推進	(具体的施策は、上記において教育する内容に含まれるほか、以下の通り) ○メディアの適切な活用の推進 ○情報セキュリティ能力の向上に向けた啓発
	消費者意識の向上	(具体的施策は、上記において教育する内容に含まれる)



【参考】第1次計画の概要

課題	重点テーマ	具体的取組施策とこれまでの実績
実践的な消費者教育の実施	高校生・大学生を中心とした若年者に対する消費者教育の推進	<p>○学習指導要領に基づく消費者教育の推進</p> <p>○高校生・大学生等を対象とした出前講座の実施 (H26:195回 →H29:202回)</p>
	消費者教育の担い手育成	<p>○小・中・高等学校等の教員研修の実施 (毎年1回)</p> <p>○大学、専門学校等の教職員に対する研修会の実施 (毎年1回)</p>

消費者を取り巻く現状(社会情勢の変化等)

○若年者からの消費生活相談

H26	H27	H28	H29
3,965件	3,680件	3,449件	2,960件

(注)
若年者:15~24歳

○民法改正
成年年齢が、現行の20歳から18歳に引き下げ (平成34年4月から)

若年者の消費生活相談件数 (平成29年度)

18歳	208件
19歳	271件
20歳	453件
21歳	487件

18歳、19歳は未成年者取消権により保護されているため、成年になると相談件数が大幅増加

分析(評価)

○高校・大学における出前講座等の実施により、若年層からの相談件数は減少。
⇒ 出前講座等の効果が現われている。

○しかし、生徒は毎年入れ替わることに加え、成年年齢引下げによる18、19歳のトラブル急増が懸念される。

○16、17歳の早い段階からの啓発の実施が必要。
また、学校における担い手である教員向け研修の充実を図るほか、家庭における担い手である保護者への啓発も必要。

取組の継続

成年年齢の引下げに対応するため、実践的教育の対象を若年者に設定

課題

若年者に対する実践的な消費者教育の推進

【参考】第1次計画の概要

課題	重点テーマ	具体的取組施策とこれまでの実績
高齢者への情報提供・注意喚起の徹底	地域一体となった高齢者の消費者被害の防止	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者を地域で支えるためのネットワークの構築等 ○特殊詐欺等の消費者被害防止のための防犯教室の実施(啓発チラシ等の作成) ○市町村の消費生活センター・相談窓口との連携・支援 ○消費者被害の最新情報の提供 ○消費者被害防止地域ネットワーク会議の開催(毎年4地域×1回)
	消費者教育の担い手育成	<ul style="list-style-type: none"> ○消費生活サポーターの育成・支援(H26～29年度に計1,145人を育成)
使ったインターネットへの対応強化	—	<ul style="list-style-type: none"> (具体的施策は、上記において教育する内容を含むほか、以下の通り) ○情報セキュリティ能力の向上に向けた啓発 ○非行防止・ネット依存防止地域ミーティング など
	—	<ul style="list-style-type: none"> (具体的施策は、上記において教育する内容を含むほか、以下の通り) ○(環境)こどもエコクラブ事業、ごみ減量化促進事業 ○(食育・地産地消)食育・地産地消県民大会、学校給食フェア など

消費者を取り巻く現状(社会情勢の変化等)

○高齢社会の状況
 高齢化率 26.7%
 一人暮らし高齢者世帯は10年間で1.5倍、総世帯に占める割合は11.8%

高齢者の消費生活相談の割合

高年齢者の相談が高年齢者人口の増加率を上回って増加をはじめ、全相談に占める高年齢者からの相談割合も高水準で推移

○障がい者等の消費生活相談件数
 障がい者等の相談件数は平成20年度以降増加し、平成25年度以降は1,200件程度で推移。
 障がい者等の見守り者からの相談が、多い傾向にある。

消費者安全法改正により地域の見守りネットワークとして消費者安全確保地域協議会が設置可能に(平成28年4月から)

情報通信技術の高度化
 ○スマートフォンの利用が幅広い年齢層で進み、インターネットの利用拡大に寄与

○決済手段も多様化。電子マネーの利用が拡大

○インターネットに関連する相談が全ての世代で増加

○環境に配慮した商品や仕組みの普及

○地産地消への関心の高まり

○「持続可能な開発目標(SDGs)」が、「国連持続可能なサミット」において採択され、平成28年1月に発効

○社会的課題の解決を意識して商品などを選択する人6割(福岡県消費生活に関する県民意識調査)

分析(評価)

高齢者

○高齢者からの相談割合は高水準で推移。今後も同様の傾向が続くと推測される。

○高齢者の中には、加齢による判断力の低下や地域社会とのつながりの希薄化による情報不足などの問題を抱えている場合がある。

○「高齢者本人に対する啓発」に加え「高齢者を支えるネットワークに対する啓発」を図る必要がある。

障がい者等

○平成20年度以降増加し、平成25年度以降はその水準で推移。

○障がい者等を見守る人からの相談が多い。

○「障がい者本人に対する啓発」に加え、「障がい者等を支えるネットワークに対する啓発」を図る必要がある。

○幅広い年齢層で、インターネット利用に潜む危険性に対する認識を高める消費者教育の必要がある。

○セキュリティやリスクを自ら管理・配慮する必要があることについて、意識を持つことや、情報リテラシーの向上を含む消費者教育の推進を図る必要がある。

○商品の普及や持続可能な開発目標(SDGs)の発効により、消費者が消費行動を通じて、環境問題や社会問題、大規模災害の被災地の復興などに貢献する消費の動きが浸透してきている。

取組の継続

重点テーマとして、消費者教育の対象を高年齢者だけではなく、障がい者等を追加

取組の継続

情報リテラシーの向上を図るため、重点テーマとして追加

取組の継続

課題

高齢者・障がい者等への情報提供・注意喚起の徹底

高度情報通信社会への対応

消費者市民社会の形成に参画する消費者の育成

課題	重点テーマ	具体的取組施策(平成31年度予定)
実践的な若年消費者教育に対する推進	成年年齢引下げを踏まえた若年層に対する実践的消費者教育の推進	○学習指導要領に基づく教科授業における実践的な消費者教育の実施
	地域における消費者教育の担い手育成	○(新規)高校生を対象とした啓発講座の実施
		○(新規)大学生等を対象とした啓発の実施
		○小・中・高等学校、特別支援学校等の教員研修の実施
		○(新規)高校生の保護者を対象とした啓発の実施
	○大学、専門学校等の教職員に対する研修会の実施	
高齢者・障がい者等への情報提供・注意喚起の徹底	地域一体となった高齢者・障がい者等の消費者被害の防止	○(新規)関係団体と連携した高齢者・障がい者等に対する消費者教育の推進
	地域における消費者教育の担い手育成	○(新規)特別支援学校の生徒・保護者を対象とした啓発講座の実施
	○(拡充)特殊詐欺等の被害防止のための啓発の実施	
	○市町村の消費生活センター・相談窓口との連携・支援	
	○市町村・関係機関に対する消費者被害の最新情報の提供	
	○(拡充)福岡県消費者安全確保地域協議会(地域会)等を通じた関係機関の連携促進	
	○(新規)市町村消費者安全確保地域協議会等の設置に向けた情報提供や助言等	
高度情報通信社会への対応	高度情報通信社会に対応した消費者教育の推進	(具体的施策は、上記において教育する内容に含まれるほか、以下の通り) ○メディアの適切な活用の推進 ○情報セキュリティ能力の向上に向けた啓発
消費者市民社会の形成に参画する消費者の育成	—	(具体的施策は、上記において教育する内容に含まれる)